

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和 2 年 3 月 1 8 日
木曾川上流河川事務所長
堀 与志郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局木曾川上流河川事務所(以下「当事務所」という。)の既設の犀川第三排水機場ポンプ設備(以下「当該設備」という。)の修繕工事に関する公示である。

対象となる修繕工事は、設備の機能・性能に影響を及ぼす「分解整備等の修繕工事」であり、分解整備により当該設備内の他の部分への影響などの検討や対策を含むものである。

当該設備は、当事務所の工事目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等により、当初受注者が独自に開発・設計・製作・据付したもので、製作段階で当初受注者固有の構造・形状となっており、装置形状や構成品が独自の製品を含み、接続条件や動作条件が独自の要件となって一体化された設備である。

よって、本修繕工事は、当該設備の当初受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者(特定予定者)としているが、特定予定者以外の者で「3. 応募要件」を満たし、当該設備の修繕工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、「3. 応募要件」を満たすと認められる者(以下、「応募認定者」という。)がいる場合にあつては、一般競争入札(技術提案評価型S型等)にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒヤリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和2年度 犀川第三排水機場ポンプ設備修繕工事
- (2) 対象設備 既設の犀川第三排水機場のポンプ設備
なお、内訳は別紙「対象設備一覧表」参照のこと。
- (3) 工事内容 既設の犀川第三排水機場ポンプ設備にかかる修繕工事を行うこと。
なお、詳細は「工事説明書」参照のこと。

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ②中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)の令和元・2年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち機械設備工事に認定されている者であること。
 - ③会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。)でないこと。
 - ④中部地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑥建設業法に基づく本店、支店又は営業所が中部地方整備局管内に所在すること。
- (2) 実績に関する要件
- 平成17年度以降に元請けとして、完成・引渡が完了した当該設備と同種の設備を新設、改造、更新又は修繕した工事实績を有すること(詳細は「工事説明書」参照)。
- (3) 配置予定技術者について
- 本手続きにおいては、上記(2)に掲げる工事(平成17年度以降の実績でなくても良い)の経験を有する監理(主任)技術者を配置するものとする。
- (4) 技術力に関する要件
- ①本修繕工事の主ポンプにおける交換部品の納入体制を有すること。
 - ②主ポンプ分解整備後の実負荷による性能試験を実施する試験場の体制とその試験場で当該主ポンプと同種・同規模の性能試験の実績を有すること。
(なお、ここでの同種・同規模とは、立軸斜流ポンプ又は立軸軸流ポンプで1台あたりの吐出量が毎秒 2.5m³以上であること。)
 - ③本修繕工事に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。
 - ④本修繕工事完成後のアフターケア体制を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地
木曾川上流河川事務所 経理課
電話:058-251-1322, FAX:058-251-4301

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間:令和2年3月18日(水)から令和2年3月30日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで)
交付場所等:上記(1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限:令和2年3月30日(月) 16時00分。
提出場所等:上記(1)に同じ。持参、郵送(書留郵便等記録が残るもの)またはFAX
(着信を確認すること)すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限:令和2年3月25日(水) 16時00分

受付場所等:上記(1)に同じ。持参、郵便(書留郵便等記録が残るもの)またはFAX(着信を確認すること)。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日:令和2年3月26日(木)、3月27日(金)の2日間

回答方法等:上記(1)において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒヤリングの実施連絡

実施する場合の連絡日:令和2年3月31日(火)

実施場所等:上記(1)に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日:令和2年4月10日(金)

通知方法等:FAX又は電子メールによる。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 詳細は「工事説明書」による。

対象設備一覧表

(犀川第三排水機場)

NO	設備名称		規格等	当初受注者	備考	
1	監視操作 制御設備	中央監視操作卓	運転支援機能付	デスク型	(株)日立製作所	
		機側操作盤		屋内自立	(株)日立製作所	
		始動用直流電源盤		屋内自立	(株)日立製作所	
		動力分電盤		屋内自立	(株)日立製作所	
		照明盤		屋内自立	(株)日立製作所	
		操作電源盤		屋内自立	(株)日立製作所	
		中継端子盤		屋内自立	(株)日立製作所	
		入出力制御盤		屋内自立	(株)日立製作所	
		補機機側操作盤		屋内自立	(株)日立製作所	
2	主ポンプ 設備	主ポンプ	主ポンプ	立軸斜流ポンプ	(株)日立製作所	
		主配管	主配管	クローザ型	(株)日立製作所	
		吐出し弁	吐出し弁	バタフライ弁	(株)日立製作所	
		逆流防止弁	逆流防止弁	フラップ弁	—	
3	主ポンプ 駆動設備	主原動機	内燃機関	ディーゼル機関	(株)日立製作所	
				ガスタービン	(株)日立製作所	
		動力伝達装置	減速機	直交軸マガリ歯傘歯車減速機	(株)日立製作所	
4	系 統 機 器 設 備	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	地下タンク	—	
			燃料小出槽	角形	(株)日立製作所	
			燃料移送ポンプ	歯車	(株)日立製作所	
	冷却水系統機器設備	冷却水槽	角形	(株)日立製作所		
		冷却水ポンプ	水中	(株)日立製作所		
		取水ポンプ	水中	(株)日立製作所		
	始動系統機器設備	空気圧縮機	電動機	(株)日立製作所		
			ディーゼル機関	(株)日立製作所		
		始動空気槽	タンク式	(株)日立製作所		
5	電源設備	自家発電設備	発電機盤		(株)日立製作所	
			原動機	ディーゼル機関	(株)日立製作所	
			発電機	三相交流	(株)日立製作所	
		受変電設備	受電盤	屋内自立	—	
			変圧器	屋内自立	—	
		直流電源設備	直流電源盤	屋内自立	—	
6	除塵設備	スクリーン		(株)日立製作所		
		除塵機		背面降下前面搔上式	(株)日立製作所	
		搬送設備		水平・傾斜一体形	(株)日立製作所	